

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年3月8日

さいたま地方法務局不動産登記部門 登記官 江本 雅人  
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0300-2022-0015 号	さいたま市西区大字西遊馬字湯木 3 5 4 9 番 2
第 0300-2022-0016 号	さいたま市西区大字西遊馬字湯木 3 5 5 0 番 2
第 0300-2022-0017 号	さいたま市西区大字西遊馬字湯木 3 5 5 1 番 3
第 0300-2022-0018 号	さいたま市西区大字西遊馬字湯木 3 5 5 2 番 2
第 0300-2022-0019 号	さいたま市西区大字西遊馬字湯木 3 5 5 3 番 2
第 0300-2022-0020 号	さいたま市西区大字西遊馬字湯木 3 5 5 7 番 2
第 0300-2022-0021 号	さいたま市西区大字西遊馬字湯木 3 5 5 8 番 2
第 0300-2022-0022 号	さいたま市西区大字西遊馬字湯木 3 5 6 1 番 2
第 0300-2022-0023 号	さいたま市西区大字西遊馬字湯木 3 5 6 9 番 3
第 0300-2022-0024 号	さいたま市西区大字西遊馬字谷中道下 4 3 3 9 番 6
第 0300-2023-0103 号	さいたま市西区大字西遊馬字吾庵 3 3 9 9 番 2